

麻薬年間報告の記載要領，留意事項

記載要領

- (1) 麻薬免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。
- (2) 期始在庫欄には，前年の10月1日に所有した麻薬の数量を記載すること。
- (3) 受入欄には，前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受けた麻薬の数量を記載すること。
- (4) 払出欄には，前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り渡した（施用及び交付又は製造，製薬，研究のために使用）麻薬の数量を記載すること。
- (5) 期末在庫欄には，その年の9月30日に所有した麻薬の数量を記載すること。
- (6) 数量の記載は，単位（錠，枚，包，g，A，mL等）まで記載すること。
- (7) ケタミンなどのバイアル製剤は分注して使用することが多いことから，バイアルの本数単位で記載するのではなく，mL単位に換算して記載すること。
- (8) コデイン，ジヒドロコデイン，エチルモルヒネ及びこれらの塩類についても他の麻薬と同様に記載すること。
- (9) 倍散倍溶液は調整された状態において報告すること。
〔例 品名…5%塩酸コカイン液 総数量…15mℓ（耳鼻，眼科，薬局等に麻薬取扱施設に保管している総数量）〕

留意事項

【患者又はその家族等から譲り受けた麻薬について】

- (1) 受入欄に，（ ）書きでその数量を別途記載して下さい。
- (2) 再使用した場合には，払出欄に（ ）書きでその数量を別途記載して下さい。
また，備考欄に「再使用」の文字とその数量を記載して下さい。
- (3) 未使用の場合には，期末在庫欄に（ ）書きでその数量を別途記載して下さい。

【廃棄又は事故のあった麻薬について】

- (1) 麻薬廃棄届及び麻薬事故届により廃棄した数量についても，施用等に加えて払出欄に記載して下さい。また，備考欄にそれらの数量及び提出日を記載して下さい。
- (2) 調剤済麻薬廃棄届により廃棄をした数量については，払出欄に記載する必要はありません。

【麻薬小売業者間での譲り渡し，又は譲り受けた麻薬について】

- (1) 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者間で麻薬を譲り受けた数量は受入欄の総数量の合計に加え，内数として（ ）内にその数量を記載し，譲り渡した数量は払出欄の総数量の合計に加え，（ ）内に内数としてその数量を記載して下さい。

【秤量誤差の調整を行った場合】

- (1) 秤量誤差の調整を行った場合には，備考欄に調整した日付とg数又はml数を記載して下さい。